

子 第 1 3 6 2 号

平成15年2月21日

各 市 町 村 長 殿

(児童福祉主管課気付)

大分県福祉保健部長

保育所の定員変更の届出について (通知)

保育所の設置認可等の変更の届出につきましては、「保育所の設置認可等の変更届出書の提出及び措置費の単価適用等の取扱いについて」(平成9年5月22日付け児家第264号大分県福祉保健部長通知)(以下「児家第264号通知」という。)により事務処理を行っていただいているところですが、今回、定員変更の届出の取扱いについては、別添の「保育所の定員変更届出取扱要領」(以下「要領」という。)を定め、平成15年3月1日から適用することとしたので通知します。

つきましては、この要領に基づいて、適正な事務処理を行っていただくようお願いいたします。

なお、保育所の定員変更の届出については、児家第264号通知の「第3 保育所の定員変更について」の定めにかかわらず、この要領によるものとし、この通知の施行前に提出された変更届出書につきましては、当課において適宜対応し、受理することとします。

また、貴管内保育所へは貴職から通知をお願いします。

(担当：子育て支援課児童育成係)